

調達管理番号・案件名
26a00401_全世界(2026年度公示分)中小企業・SDGsビジネスの効果的实施による経済開発分野の課題解決推進に係る調査

質問と回答は以下のとおりです。

2026/8/21

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	13	第4条 本業務の内容 (3) ビジネス化支援 1)準備段階 ②調査計画書作成支援	「調査計画書においては採択企業、受注者、発注者がそれぞれ担当する業務内容を明らかにする。採択企業は発注者に調査計画書を提出し、発注者の承認を得る。なお、発注者と採択企業間の契約締結日から起算して30営業日以内に承認を得る必要がある点に留意して作成支援を行う。」とありますので、発注者と個別採択企業間の契約締結日から起算して30営業日以内に、受注者と個別採択企業間で契約条件を合意する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。また、受注者と個別採択企業間の契約書につきまして、貴機構様式がございましたら、ご共有頂くことは叶いますでしょうか。	調査計画書は、採択企業と発注者の間で協議書を交わすことで承認手続きを行います。受注者は発注者との契約に基づき採択企業に対する調査計画書の策定支援を実施いただくものであり、採択企業との直接の契約関係にはあたりません。採択企業と発注者の間で交わす契約書を含む各種書式、調査の進め方、付属資料については以下のリンクをご参照ください。 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/announce/adopted_companies.html
2	28	別紙3 経費積算及び経費管理について 1. ビジネス化支援に係る業務量及び積算 (3)ビジネス化支援の企業活動支援のための調査経費及び管理方法	ビジネス化支援(ニーズ確認調査)および(ビジネス化実証事業)において1件あたりの支援上限額が定額計上されているかと存じます。定額計上の予算内で採択企業と相談の上で、調査経費内訳(案)及び見積根拠資料を受注者が作成し、打合簿にて発注者の承認を得た費目について支出が可能となり、p.24には「調査実施に必要な経費は、原則、JICAコンサルタントを介して採択企業に現物支給する。」との記載がございます。本件での受注者と採択企業間の契約形式はどのような契約になりますでしょうか。	質問1に記載の通り、受注者と採択企業は直接の契約関係にはありません。受注者は発注者との契約に基づき、採択企業に伴走支援を行います。

以上